

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鎌倉市長 松尾 崇

市町村名 (市町村コード)	鎌倉市 (142042)
地域名 (地域内農業集落名)	関谷・城廻地区 (城廻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年(2024年)1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、藤沢市や横浜市に隣接し、国道1号線の東側に位置する本市の北部丘陵地帯で、首都圏に近く市街化区域に囲まれる等、都市近郊農業地帯であり、農業経営の発展に適した本市で唯一の農業振興地域を中心とした地域である。

温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、主に、「七色畑」と呼ばれる少量多品目の露地野菜や施設野菜・花きを栽培している。これらの野菜や花きは、生産者自らの対面販売、量販店への出荷や市場出荷により、地元消費者や観光客へ販売されている。

現状では、当地域の有効回答中、7割の農地が営農されており、人数割合で4割の農家が現状維持を希望しているため、すぐさま問題が深刻化するとは言えない。しかし、農業者の高齢化および後継者不足が進んでいるため、担い手のいない農地が増えていくことが予想され、将来の農用地の存続が懸念される。

また、農業経費の増加、鳥獣被害、ほ場の整備状況や農地の接道状況等による営農環境も課題となっている。

【地域の基礎的データ】

総農家戸数:161戸(うち、認定農業者数:1経営体)

農業経営体数の年齢状況:70歳以上 42.2%

主な作物:①露地・・・きゅうり、トマト、ほうれんそう、だいこん、なす等

②施設・・・きゅうり、トマト、シクラメン、花壇苗等

③果樹・・・醸造用ブドウ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農用地の保全・利用を図るため、農業後継者及び新規参入希望者など新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成しつつ、農地中間管理機構の取組に対する認知度向上や、農地中間管理機構の利用および農地の交換の促進を図り、認定農業者等の地域農業を担う者への農地の集積・集約化を推進する。

・農業経営の課題への支援として、国または県の補助事業の活用や基盤整備事業の実施を検討する。

・「鎌倉やさい」の定義・基準・出荷方法等の統一化を検討し、ブランドの確立・促進による農業経営の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用し、認定農業者、認定新規就農者及び規模拡大を希望している農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構の認知度が低いため、事業の仕組みの認知を高めつつ、農地中間管理機構を介して農地の貸借について権利設定し、地域全体で農地中間管理事業による農地の集積に取り組む。また、将来的には、担い手の経営意向を斟酌し、農地の利用権の交換等により段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>基盤整備事業については、農地所有者や耕作者の意向を確認しつつ、鎌倉市農業振興地域整備計画書に定める農業生産基盤の整備開発計画に定め、段階的な実施を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>本市農業の魅力を広くPRし、本市での就農の促進及び地域内外から多様な経営体を受け入れ、市やJA等と連携しながら、農業経営に係る支援や農地のあっせんを行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農地所有者や耕作者の意向を確認しつつ、JAによる農作業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受委託のあっせんに努め、遊休農地の発生防止を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策:鳥、中型獣等による被害に対して適切な防止対策を検討する。
- ③補助事業を活用したスマート農機器の導入を段階的に進める。